



目次

- EITF 16-C「サービス譲与取り決めの会計処理」
- 事務的事項

問題発生専門委員会 3月会合の要旨

エミリー・アッシュ、スティーブン・マッキニー、ボブ・ウール
デロイト&トウシュLLP

今回の EITF スナップショットは、2017 年 3 月 16 日に開催された問題発生委員会 (EITF、以下「専門委員会」) の会合を要約したものである。専門委員会の当初の合意 (「公開のための合意 (consensus-for-exposure)」) は米国財務会計基準審議会 (FASB) の承認後、一般コメントの募集のために公開される。専門委員会はコメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート (ASU) として発行される。

FASB は、専門委員会の 2017 年 3 月の合意を、2017 年 3 月 29 日に開催する会合において承認のため検討することを計画している。その会合後に、FASB の承認プロセスの結果を含む専門委員会の公式議事録は [Deloitte Accounting Research Tool \(DART\)](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される (専門委員会の公式議事録には、本発行物と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意)。EITF Issue の要約 (会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる) もこれらのサイトで参照できる。

EITF 16-C「サービス譲与取り決めにおける運用サービスの顧客の決定」

状態: 最終合意

影響: 公共部門の事業体との間で、同事業体のインフラを運営するためのサービス譲与契約を締結する事業体

背景: 政府または公共部門の事業体(「譲与者」)が民間部門の事業体(「運営事業体」)との間で、公共サービスの提供に使用されるインフラの運営管理に関する契約を締結する場合がある(運営事業体が建設、保守またはその両者を実施する場合もある)。ここでは、当該契約を「サービス譲与契約」と呼ぶ。当該契約の対象となる資産の種類は、一般的に空港、道路、橋梁、および医療施設などである。

ASU 2014-05¹(EITF 12-H²に基づく)では、以下の2つの条件を満たす場合、運営事業体がサービス譲与契約をリース(すなわち、インフラストラクチャーを譲与者からリースする)として会計処理することを禁止する旨が規定されている。

- 当該インフラストラクチャーに関して、運営事業体が提供しなければならないサービス、これを提供しなければならない相手先、およびその価格を、譲与者がコントロールしているか、またはこれを修正もしくは承認する能力を有している。
- 譲与者が、取り決め期間終了時において、所有権、受益権、またはその他を通じて、当該インフラストラクチャーの残余持分をコントロールしている。

このような状況下では、運営事業体は、サービス譲与契約の会計処理の指針として、他のASCトピックス(例:ASC 605³)を参照すべきである。しかし、ASU 2014-05の発行以降、当初の建設、その後の継続的な運営、および大規模な定期保守など、当該契約の様々な段階において運営事業体がいかに収益を認識すべきかという点に関して疑問が生じていた。

2016年11月に、FASBはEITFが2016年9月の会合で取りまとめた「公開のための合意」に基づき、ASU案を発行した。この「公開のための合意」の詳細については、デロイトの2016年9月発行の「EITF Snapshot」を参照されたい。

要約:この会合において、専門委員会はASU案に対して寄せられたコメントレーターを検討し、以下の公開のための合意を再確認した。

- 運営事業体はASC 605またはASC 606を適用する際に、当事業体の顧客である譲与者について検討する。
- 譲与者が所有し、運営事業体が行う資産の主要な保守は、ASC 605またはASC 606における収益モデルの下で評価される。
- ASC 606で要請される開示と似通った、移行に関して要請される開示以外に、追加的な開示は必要ないとみなされている。

発効日および移行:専門委員会は、発効日をASU 2014-09⁴の発効日(ただし、その後、ASU 2015-14⁵によって延期されている)と合わせることで最終的に合意した。具体的には、以下の通りである。

- EITF 16-Cが最終化される前にASU 2014-09を適用した、あるいは強制発効日にASU 2014-09を適用する公共部門の事業体については、最終合意に関連する指針は2017年12月16日以降に開始する会計年度から、同年度の間決算期間も含め、発効する。それ以外の事業体については、2018年12月16日以降に開始する事業年度と、2019年12月16日以降に開始する中間決算期間に発効する。
- ASU 2014-09を早期(ただし、EITF 16-Cが最終化された後)に適用する事業体は、両方の基準を同時に適用しなければならない。
- ASU 2014-09を早期に適用しない事業体でも、EITF 16-Cにおける指針の早期適用が認められる。

報告事業体は、2つの基準を同時に適用する場合、最終合意における指針を適用する際に利用する移行方法を、ASU 2014-09を適用する際に利用する移行方法(例:遡及的な適用、又は修正された遡及的な適用)と一致させなければならない。事業体はASU 2014-09を適用する前にEITF 16-Cを早期適用する場合、またはEITF 16-Cが最終化される前にASU 2014-09を既に適用していた場合、遡及的な適用または修正された遡及的な適用のいずれかを選択できる。加えて、事業体はASU 2014-09を適用する際に使用したものと同一実務的簡便法を使用する。ただし、事業体がASU 2014-09を適用する前に当該指針を適用することを選択した場合、ASC 606の適用にあたり実務的簡便法を使用することは認められない。

¹ FASB会計基準アップデート第2014-05号「サービス譲与取り決め(トピック853)」— FASB問題発生専門委員会の合意

² EITF 12-H「サービス譲与取り決めの会計処理」

³ FASB会計基準コーディフィケーション(ASC)の標題については、デロイトの『FASB会計基準コーディフィケーションのトピックおよびサブトピックの標題』を参照。

⁴ FASB会計基準アップデート第2014-09号「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」

⁵ FASB会計基準アップデート第2015-14号「顧客との契約から生じる収益(トピック606):発効日の延期」

次のステップ: FASBの承認は2017年3月29日の会合でなされる予定であり、同会合後にASU最終案が公表される。

事務的事項

今回の会合で、FASBスタッフは顧客がサービス契約とみなされるクラウド・コンピューティングの取り決めにおいて発生する実装、セットアップ、その他の初期コスト費用(「実装コスト」)をどのように会計処理するかに関する調査プロジェクトの状況を審議した。調査プロジェクトは、(1)事業体が当該コストを費用計上すべきか、それとも資産計上すべきか、(2)これらのコストを米国GAAPにおいて定義すべきか否か、そしてその場合、どのように明確に定義すべきか、(3)FASBまたはEITFのアジェンダに加える場合のプロジェクトの範囲、に関する考慮を含んでいる。スタッフは、2017年4月4日の会合で非公開企業審議会と共に調査結果について審議する計画であると示唆した。会合後に、審議会は当該コストに関するプロジェクトを当審議会(またはEITF)のテクニカル・アジェンダに加えるか否かを決定する。

次回のEITF意思決定会合は暫定的に2017年6月8日に予定されている。

登録

EITF Snapshotおよびその他の会計に関するデロイトの出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください。

www.deloitte.com/us/subscriptions

財務責任者のためのDbriefs

Dbriefsへぜひご参加ください。Dbriefsはデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下のトピックに関して「財務責任者」シリーズに提示されるウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は、CPE クレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供します。次回のウェブキャストにつきましては、以下のウェブサイトをご覧のうえ、Dbriefs にご登録ください。www.deloitte.com/us/dbriefs。

Technical LibraryとUS GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。

Technical Library: Deloitte Accounting Research Toolと呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計およびSECマニュアルならびにその他の会計およびSECの解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SECの資料などが含まれています。

営業日ごとに更新されるTechnical Libraryは使いやすいデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。また、Technical Library登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト<http://www.deloitte.com/us/techlibrary>をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国GAAPに重点を置いた出版物を提供する無料のウェブサイト「[US GAAP Plus](#)」もご覧ください。FASBの活動に関する記事やFASB会計基準コーディフィケーション™のアップデートのほか、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.